

## みなし同一系統の特認について

### 1. みなし同一系統の特認とは

バスの運行は系統別に分けられ、起点、経由地、終点が異なれば別系統になる。しかし、国庫補助系統では要領に基準に合うものを同一系統とみなすことができる。(みなし同一系統という。)

なお、上記のみなし系統の基準に満たさない場合でも、地域の実情にかんがみ、協議会が必要と認める系統については、要件の緩和が可能。(みなし同一系統の特認)

#### みなし同一系統の基準【国庫補助要領抜粋】

##### ア. 基本的な取り扱い

##### 1) 主系統のキロ程が10km未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

##### 2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

##### イ 協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア. の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と地域協議会が認める運行系統については、上記ア. の「1km以内」を「2km以内」、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。